

質問第四一号

自衛官の階級呼称の変更に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和八年五月一日

石垣のりこ

参議院議長 関口昌一 殿

自衛官の階級呼称の変更に関する質問主意書

令和八年四月二十五日公開の読売新聞ウェブサイトは、「政府は、自衛隊幹部の階級の呼称を変更する方針を固めた。」（以下「階級呼称の変更」という。）と報じた。「自由民主党・日本維新の会連立政権合意書」（二〇二五年十月二十日）では、自衛隊の「階級」等の国際標準化を実行するとされている。しかし、国際任務や各国との共同訓練等において、自衛官の階級は、従来、英語表記が用いられていると承知している。このため、階級呼称の変更をしなければ国際的な活動に支障が生ずるとの指摘は確認されていない。

政府は、平成十八年十一月二十八日の衆議院安全保障委員会において、「自衛隊というものが旧軍とは連続していない組織であるということを示すために、例えば旧軍において用いていた大佐というような表現を用いず一佐というような形にしたと理解をしております。」と、「旧軍と同じ呼称にできなかった理由」を答弁した。

また、一佐、二佐等の呼称ではどちらの階級が高いか分かりにくいとの指摘があるが、当該呼称は自衛隊内部及び関係機関において既に定着しており、実務上支障が生じているとの具体的事例は承知していない。

一方、階級呼称の変更に伴い、自衛隊における教育、規則改正、広報等に係るコスト及び自衛隊の活動の現

場における混乱が生ずる可能性も考えられる。

以上を踏まえて、以下質問する。

一 今回、政府が階級呼称の変更を検討するに至った理由を示されたい。特に、国際標準化は理由に含まれているか示されたい。

二 前記委員会において、政府は、「国際的などいいますか万国共通というようなお話もございましたけれども、いわゆる大佐と一般に言われるカーネル、自衛隊においては一等陸佐。一等海佐はキャプテンと言う場合が多いと思いますが、一等空佐もカーネルと言った場合があるかと思えますけれども、例えばこれにつきましても、英国系の軍隊では空軍の大佐についてはグループキャプテンというような言い方でありまして、必ずしも万国的な、国際的にも同じような呼び方があるというわけではないと承知しております。」と答弁した。「必ずしも万国的な、国際的にも同じような呼び方があるというわけではない」場合、階級呼称の国際標準化が指す内容を具体的に示されたい。

三 自衛官の階級呼称を「旧軍と同じ呼称」に変更することが、国際標準化であるとする根拠を示されたい。また、政府は、大佐等の日本語が国際標準と認識しているか示されたい。

四 前記委員会において、「海外の現場で何か不都合な点というのが今までございましたでしょうか。」との質疑に対し、政府は、「自衛官というのはまさに階級で生活をしておる方々でございますので、当然、海外に行って海外の方とお話するときには階級を説明しなければいけないということでございますけれども、少なくとも日本語で言うわけではございませんので、まさに一等陸佐であれば、通常アメリカ系の方に理解されるカーネルというものであるというふうに説明すれば問題はないかと思っておりますし、海上自衛隊の一等海佐については、通常海軍系であればキャプテンと言えば通るというふうに理解しておりますので、その点について特に問題があるとは承知しておりません。」と答弁した。自衛官の階級の英語表記について、国際任務、各国との共同訓練、指揮命令系統等において支障が生じた具体的な事例は存在するか示されたい。存在する場合、その内容を示されたい。存在しない場合、階級呼称の国際標準化を図る理由を具体的かつ論理的に示されたい。

五 階級呼称の変更と併せて、自衛官の階級の英語表記も変更するか示されたい。変更する場合、対象となる階級及び変更内容を具体的に示されたい。変更しない場合、階級呼称の変更との関係をどのように整理するか示されたい。

六 自衛隊が発足した際、「旧軍と同じ呼称にしなかった理由」について、現在の政府の認識を示された
い。また、自衛官の階級呼称を「旧軍と同じ呼称」に変更する場合、前記委員会における政府答弁との整
合性をどのように説明するか示されたい。

七 一佐、二佐等の呼称ではどちらの階級が高いか分かりにくいとの指摘について、これにより自衛隊の業
務上又は国内外における活動上、具体的な支障や不都合が生じた事例は存在するか示されたい。存在する
場合、その内容を示されたい。存在しない場合、階級呼称の変更の根拠をどのように説明するか示され
たい。

八 階級呼称の変更に伴い、自衛隊における教育、規則改正、広報その他の対応等に係るコストが発生する
と考えるが、政府の見解及びコストの試算を示されたい。また、自衛隊の活動の現場における混乱の可能
性について、政府の評価を示されたい。

九 階級呼称の変更は、前記連立政権合意書に基づくものか示されたい。前記連立政権合意書に基づくもの
である場合、防衛上又は行政上の必要性との関係をどのように整理しているか示されたい。

右質問する。